

# 北の産保センターだより

北海道産業保健推進センター  
札幌市中央区北1条西7丁目1番地  
プレスト1・7ビル

平成25年10月1日発行

## 平成25年度全国労働衛生週間 (平成25年10月1日～10月7日)

### スローガン

#### 「健康管理 進める 広げる 職場から」

#### 趣旨(骨子)

- ・業務上疾病の被災者は長期的には減少してきたが近年は横ばいとなっており、昨年は7,743人と前年からわずかな減少にとどまっている。健康診断の実施や健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施していくことが重要となっている。
- ・我が国の自殺者は平成24年は15年ぶりに3万人を下回ったが、約2,500人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者がいること、精神障害等による労災認定件数が前年比約1.5倍となり過去最高を記録したこと等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組は依然として重要な課題となっている。
- ・印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事案が判明した。SDS等を通じて危険有害性の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっている。
- ・第12次労働災害防止計画がスタートしており、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、具体的な数値目標を設定しているところであり、それらの対策の目標の達成をはじめとしたさらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取組み、健康を確保する必要がある。

### 1.2-ジクロロプロパンが特定化学物質へ

- ・洗淨・払拭業務を行わせる場合は、次のような措置を講じなければなりません。
    - 作業主任者の選任(平成26年10月から)
    - 局所排気装置等の設置(平成26年10月から)
    - 作業環境測定(平成26年10月から)
    - 作業場への掲示(平成25年10月から)
    - 作業の記録(平成25年10月から)
  - ・健康診断の実施
    - 対象:1.2-ジクロロプロパン洗淨・払拭業務に①常時従事する労働者、②常時従事させていたことがあり現に雇用している労働者
    - 方法:6月以内ごとに1回、定期に、規定の項目について実施
    - 保存:健康診断結果個人票(様式第2号)による(30年間)
    - 通知:健康診断の結果を労働者に通知
    - 提出:所轄労働基準監督署長に、特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)を提出
- ※有機溶剤に1.2-ジクロロプロパンを混合し、その合計が5%を超える場合は、混合有機溶剤としての健康診断も必要です。

### 第8回「胆管がんの業務上外に関する検討会」の検討結果について

- 胆管がんの労災請求について、8月1日(木)に開催した検討会では、7名(7事業場)の事案について検討を行いました。
- 検討会の結論は、業務上として、北海道の事業場に係る請求事案(1)、業務外として、2名(2事業場)の計3名の事案について結論を得ました。
- なお、それ以外の4名(4事業場)の事案については、継続検討とされました。
- 今後、厚生労働省では、検討会の結論に基づき決定手続きを進めます。

#### <検討結果の概要>

#### 「業務上(1名)」

- ・北海道の印刷事業場に係る請求事案(1名)
  - ・労働者(洗淨業務従事)は50歳代の男性(死亡)
  - ・150ppmを超える1.2-ジクロロプロパンにばく露(約11年間)

## 洗淨又は払拭の業務における化学物質のばく露防止対策の概要

### ○洗淨・拭き取りの業務でのばく露防止

#### ①SDSの入手と共有

- ・洗淨剤の購入時に資材納入業者などから、化学物質の安全データシート(SDS)を入手。
- ・SDSを作業場内に掲示して労働者に周知する。

#### ②換気の確保

- 換気装置を設け、作業場の気中有害物質の濃度を有害な程度以下にする。

#### ③保護具の使用

- 洗淨・拭き取りの業務では、作業従事者や近傍の労働者のばく露を低減するため、有機ガス用防毒マスクや保護手袋を使用させる。

#### ④作業方法の改善

- 作業位置、姿勢、作業方法、作業時間を見直してできるだけばく露を減らす。ウエスも第2の発散源とならないよう適切に処理。

#### ⑤SDSで許容濃度や沸点(蒸気圧)などの有害性を比較し、有害性が低いことを確認してから代替する。引火性などの危険性や作業時間への影響にも留意。



**研修会のご案内（10月～12月）**

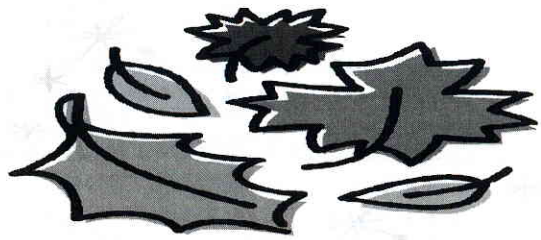
番号	日時	研修テーマ	講師	研修開催地
衛15	10月30日（木） 18:30～20:30	職場と風しん予防について	北海道労働保健管理協会 産業保健部副部長 原 俊之	札幌市
衛16	11月20日（水） 18:30～20:30	北海道における労働衛生行政の現状と課題（最新の労働衛生情報）	北海道労働局 健康課長 羽生 和彦	札幌市
衛5	12月4日（水） 18:00～20:00	職場のメンタルヘルス ～年上の部下を持つ管理職編～	(有)札幌カウンセリングセンター 所長 豊島 眞	札幌市
衛11	12月9日（月） 18:00～20:00	勤労者のための運動習慣 （超入門 コアトレーニング）	北海道中央労災病院 勤労者予防医療センター 主任理学療法士 坂本 和志	札幌市
衛17	12月12日（木） 13:00～17:00	じん肺有所見者に対する教育指針 等の普及定着事業講習会	①北海道労働局 労働衛生専門官 龍瀧 良之 ②北海道中央労災病院 院長 木村 清延 ③北海道労働保健管理協会 産業保健部次長 相澤 和幸	札幌市

☆研修申込方法、研修会場など詳しいことは、北海道産業保健推進センターホームページ又は、北海道産業保健推進センター電話011-242-7701までお問い合わせください。参加費は無料です。

**「健康管理手帳」(安衛則第53条(安衛法第67条))**

屋内作業場等において、1,2-ジクロロプロパンをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤当による印刷機その他の設備を清掃する業務に3年以上従事した経験などの要件を満たす方については、離職後の健康診断を行っていただく必要があります。離職時に、都道府県労働局で健康管理手帳の交付を受けてください。

北海道の最低賃金が平成25年10月18日から変わります。  
時間額 734円になります。



**建設業の死亡災害多発  
緊急事態！！**

**～重篤災害防止のための  
取組みを～**

北海道労働局は、建設業の労働災害が多発傾向にあることを受け、重篤災害防止のため、自主的な労働災害防止活動を労使一体で取り組むことを求めました。

しかしながら、9月に赤井川の橋梁が落ちて7名が重軽傷を負う災害が発生するなど、まだまだ予断を許さない状況にあります。

更なる安全衛生管理活動が求められるところです。

**情報配信サービスのご案内**

毎月1回程度、研修会等の開催予定情報や産業保健に関する法改正等の情報を無料でメール配信しております。推進センターのホームページから申し込むことができます。  
(<http://www.hokkaido-sanpo.jp>)

**編集後記**

秋真っ最中です。  
もう少しすると長い冬がやってきます。  
リスのように餌を溜めこもうとすると、ブクブクに太ってしまいますよ。寒くなってきても外に出て、心身共にリフレッシュです。

リンゴ狩り赤い実たわわ果樹の園

(H・N)